○外務省告示第百三十二号

令和七年二月二十四日にダッカで、バングラデシュ人民共和国におけるチョットグラム管区における洪水対応及び復興計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換が国際移住機関との間に行われた。

令和七年四月十一日

外務大臣　岩屋　毅

1　協力の目的及び内容　チョットグラム管区における洪水対応及び復興計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与額　五億円

3　署名者

日本側　齋田伸一在バングラデシュ大使

国際移住機関側　ランス・ボノー在バングラデシュ事務所長

○外務省告示第百三十三号

令和七年二月二十一日にラパスで、ボリビア多民族国政府に対する贈与に関する次の概要の書簡の交換がボリビア多民族国政府との間に行われた。

令和七年四月十一日

外務大臣　岩屋　毅

1　協力の目的及び内容　経済社会開発に係る計画等を実施するために必要な両政府の関係当局で合意する生産物及び役務の購入

2　贈与額　五億円

3　署名者

日本側　小野村拓志在ボリビア大使

ボリビア側　セリンダ・ソサ・ルンダ外務大臣

○農林水産省告示第五百九十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年四月十一日

農林水産大臣　江藤　拓

一　保安林の所在場所　群馬県多野郡神流町大字平原字栃久保甲八九、乙八九、大字小平字日向反り九〇二の三、九〇二の四、九〇三の三

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を群馬県庁及び神流町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第五百九十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年四月十一日

農林水産大臣　江藤　拓

一　保安林の所在場所　群馬県桐生市黒保根町下田沢字原ノ道下二四七〇の一、二四七二の一、みどり市大間々町塩原七九七、八〇六、八〇七、一八二二から一八二四まで

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字原ノ道下二四七二の一（次の図に示す部分に限る。）、大間々町塩原七九七、八〇六、八〇七、一八二三

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を群馬県庁及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第五百九十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年四月十一日

農林水産大臣　江藤　拓

一　保安林の所在場所　広島県広島市佐伯区湯来町大字和田字迫谷一〇七〇〇の一、一〇七〇〇の二

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を広島県庁及び広島市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第五百九十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年四月十一日

農林水産大臣　江藤　拓

一　保安林の所在場所　鳥取県西伯郡伯耆町船越字懸橋茅谷四七二

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県庁及び伯耆町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第五百九十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年四月十一日

農林水産大臣　江藤　拓

一　保安林の所在場所　熊本県葦北郡芦北町大字市野瀬字割子立一一六三の一、一一六四、一一六五、一一七七の二

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字西小竹五九五四の一（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び小国町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第五百九十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年四月十一日

農林水産大臣　江藤　拓

一　保安林の所在場所　熊本県阿蘇郡小国町大字黒渕字西小竹五九五四の一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字割子立一一六三の一・一一六四・一一六五・一一七七の二（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び芦北町役場に備え置いて縦覧に供する。）